

# 国民保護業務計画

平成18年12月15日現在

大東海運株式会社



# 國民保護業務計画

大東海運株式会社

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

当社は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び沖縄県の国民保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関との連携協力し、緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速に実施することを目的とする。

なお、この計画は、現行法令等で定められた業務の範囲内で適法にして自主的に判断に基づくものであり、それを超えた業務の実施を行う必要はないものであることに留意する。

### 第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、当社は、国民保護法その他の法令、基本指針（平成17年3月25日閣議決定）並びに県国民保護計画等に基づき、国民の協力を得つつ、関係行政機関等と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

#### ① 国民に対する情報提供

国民の保護のための措置に関する情報については、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りつつ、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めるものとする。

#### ② 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めるものとする。

#### ③ 国民保護措置の実施に関する自主的判断

県及び地方公共機関等からの緊急物資等の運送が求められた場合、国県及び地方公共団体等が提供する情報及びその他の情報を総合的に踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即し自主的に判断するものとする。

#### **④ 国民保護措置に従事する職員等の安全確保**

国民保護措置の実施にあたっては、国及び地方公共団体等との協力を得つつ、当社職員の他、要請に応じて当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。

#### **⑤ 高齢者、障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施**

警報の伝達、非難誘導、救援等については、高齢者、障害者等保護を要する者への特別な配慮を行うものとする。

また、国民保護措置を実施するに当っては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

#### **⑥ 対策本部長との総合調整等**

武力攻撃事態等対策本部長による県及び地方公共団体等の総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確且つ迅速に実施するよう務めるものとする。

## **第2章 平素の備え**

### **第1節 組織・体制の整備**

#### **1. 国民保護連絡対策部署の設置**

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、社内に連絡調整組織としての国民保護対策担当部署を設置し、体制の整備に努めることとする。

#### **2. 情報連絡体制の整備**

##### **① 情報収集・提供等の整備**

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、運航関連施設の被災状況、船舶の運航状況及び被災情報等を収集整理し、関係機関等及び住民に対しこれらの情報等を適時かつ適切に実施するための体制を整備するものとする。

##### **② 通信体制の確保**

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合、関係機関との連携を図りつつ、通信網の確保に務めるものとする。

### **3. 緊急参集体制の整備**

武力攻撃事態等において、迅速且つ連絡体制が行えるよう、職員に対し、常時、参集時の連絡手段としての、携帯電話等の携行、及び電話・メール等による連絡手段の確保に努めることとする。

### **4. 特殊標章等の適切な管理**

予め指定地方公共機関を指定した、都道府県知事より特殊標章及び身分証明書の使用許可を受けておく必要がある場合には、使用許可申請を行い、適切に管理を行うものとする。

## **第3節 管理保有する船舶等の施設に関する備え**

自ら管理する船舶等の施設が都道府県知事又は、関係市町村から避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努める。

## **第4節 訓練及び備蓄**

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう職員の実践的訓練と訓練後の評価の実施に務めることとし、国又は地方公共団体等が実施する国民保護措置についての訓練に積極的に参加するよう努める。

また、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は、調達体制の整備に努めることとする。

## **第3章 武力攻撃事態等への対処**

### **第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置**

武力攻撃の兆候に関する情報を入手したり、国から警報が発令された場合には、緊急参集体制に入り、当社国民保護対策担当部署を介し、関係機関及び指定公共機関等と相互に情報収集、連携を行い迅速な初動対応に務めることとする。

### **第2節 情報収集及び報告**

救難被災地の港湾施設の被災状況、国民保護措置の実施状況、武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を集約し、船舶での救助が可能かどうかの判断をおこないつつ、必要に応じて、県及び地方公共機関等に報告するものとする。

### **第3節 安全の確保**

国民保護措置を実施するに当って、避難住民の安全輸送及び救援物資の安全確保の他、被災地の武力攻撃事態等の情報を総合的踏まえ、自主的且つ適切な判断の基、従事する船舶の安全運航の確保に努めることとする。

### **第4節 警報の伝達**

国又は県より、警報の発令を受けた場合は、社内及び当社管理船舶への迅速且つ確実な伝達を行うとともに、武力攻撃地域と認められる関係市町村及び港湾施設管理者等への迅速な伝達に務めることとする。

警報の解除の支持があった場合も同様とする。

### **第5節 避難・救援に関する措置**

#### **①避難住民の運送に向けた備え**

県及び関係地方団体より被災地避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保及び避難住民の受け入れ先である関係市町村等との連絡体制を密にし、避難住民の誘導と効率的な運送や混乱の防止に必要な体制を整えるものとする。

#### **②避難・救援に関する支援**

自ら管理する船舶の施設であって、あらかじめ都道府県等より避難住民の避難施設として指定された場合は、当該施設の開設に向けて食料物資の確保等に必要な措置を講ずるよう務めることとする。

### **第6節 運送の確保**

#### **①避難住民の運送**

県又は地方公共団体の長より、避難住民の救済等運送の求めがあった場合は、武力攻撃事態等の情報を総合的に踏まえ、当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、運送を的確かつ迅速に行うものとする。

#### **②運送の維持**

運送に必要な船舶等の施設の確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物を運送するために必要な措置を講ずるものとする。